

# 国立大学法人等施設整備の方向性について

令和3年4月26日

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部計画課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 「令和4年度国立大学法人等施設整備の方向性」の策定に向けて

## ～評価の枠組み、評価の視点～

第2回検討会（5月12日）には「令和4年度国立大学法人等施設整備の方向性（以下、「方向性」という）」を決定する必要。

「方向性」は、施設整備の「基本的な考え方」等を述べた文章と「評価方法」との2つが含まれる。

そのため、本日は「評価方法」の部分について、ご意見等いただきたい。

- ・昨年度実施した評価についてご説明



- ・今年度の評価の「枠組み」について、昨年度と変更する必要があるかどうかについて意見交換、決定



- ・「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」の趣旨を踏まえ、今年度の評価の「視点」について、論点をご説明

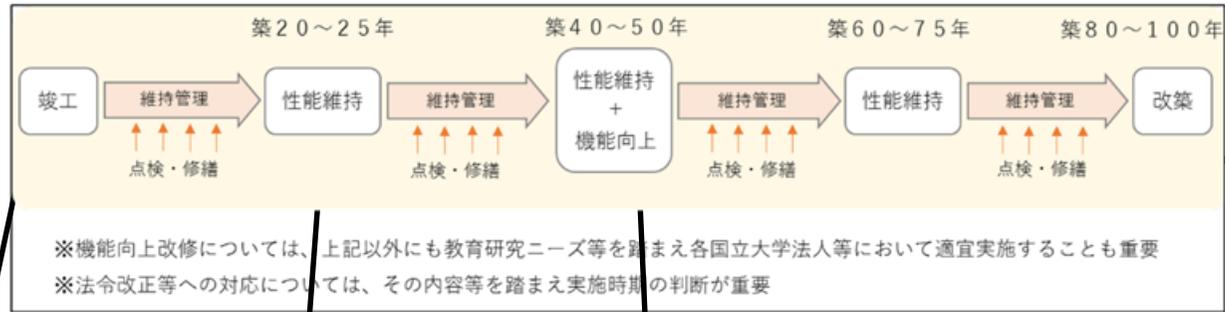


- ・今年度実施する評価の「視点」について、ご意見等をいただく

→本日の「評価方法」に関するご意見を踏まえ、事務局にて次回検討会でのご審議に向け「方向性」のたたき台を作成。

# 国立大学法人等施設整備の種類

長寿命化に向けた施設の基本的なライフサイクルのイメージ



※「国立大学法人等施設の長寿命化に向けて」（平成31年3月国立大学法人等施設の長寿命化に向けたライフサイクルの最適化に関する検討会）P17図13,14を引用

## 新增築

（建物を新たに建設する整備。独立した建物を建設する場合は新築、既存建物に建て増しを行う場合は増築という。）

## 性能維持改修

（建物を健全に維持するため、外壁や屋上部分の防水処理等を行う整備。）

## 大規模改修

（建物の内外全体を改修することで、安全面や機能面の向上を図る整備。）

## 改築

（既存建物の建て替えを行う整備。）

**基幹・環境整備（ライフライン）**（老朽化の著しい電気・通信等の屋外配線、ガス・給排水等の屋外配管、受変電設備等を更新する整備。）

一般事業

長寿命化促進事業

共創環境形成促進事業

多様な財源

（目的積立金、借入、寄附、その他）

※附属病院の施設整備は9割を財政投融资、1割を補助金で実施

# 昨年度実施した評価の枠組み

## I 個別評価

### (1) 安全・基盤

- (対象事業)  
 ○耐震事業  
 ○基幹・環境整備 など注

※ カテゴリー(2)に該当する機能強化を図る整備を併せて行う場合は、カテゴリー(2)に該当。

※ “地域・産業界との共創環境形成促進事業”は本カテゴリーで評価。

注：カテゴリー(2)に該当しない事業で、例えば、機能強化を図る整備を含まない食堂、体育館等の事業が考えられる。

### (2) 機能強化

- (対象事業)  
 ○教育研究環境の改善  
 ○病院の再生整備

※ 「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画」等に示す機能強化に関する考え方や事例を踏まえた整備を行う事業が対象

【4点満点】

#### 1. 安全安心な教育研究環境基盤の整備

【4点満点】

#### 2. 機能強化等への対応

【4点満点】

#### 3. サステイナブル・キャンパスの形成

【外数】

先導的モデル（徹底した省エネルギー対策の取組等）

【4点満点】

#### 4. 施設マネジメント(事業計画の適正性)

【4点満点】

(Iの満点)

(1) 8点 × 1.5 = 12 点

(2) 12 点

## II 全体評価

1. 多様な財源による整備状況 【○、×】

2. 適正な事業執行 【○、×】

3. 施設に係る法令等の遵守 【○、×】

IIの1～3に1つでも×がある場合、個別評価の点数より1点減点

総合評価	(1)安全・基盤(主に耐震補強※1、基幹・環境整備等)及び地域・産業界との共創環境形成促進事業 < Iの1,4①及びII > (2)機能強化< Iの全項目及びII > [12点満点]
S評価※2	11点以上
A評価	9点以上
B評価	7点以上
C評価	6点以下

※1 耐震補強に伴って、効率的な事業執行の観点から、当該建物の供用に当たり必要な最低限度の改修(バリアフリー、外部改修のみ)を行う場合を含む。

※2 合計点がSとなる場合でも、Iの個別評価の評価項目(3は除く)の中にcが含まれるときは、全体評価はAとする。

## 主な論点

論点	方向性（案）
評価の全体的な枠組み	<p>昨年度までの枠組みを、原則、踏襲することで良いか？ （昨年までの枠組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全・基盤事業と機能強化事業に分けて評価の視点を設定する</li> <li>事業ごとの評価（個別評価）と大学等全体の取組の評価（全体評価）の組み合わせで評価する</li> </ul>
検討会が行う評価の対象と方法	<p>昨年までの対象と方法を踏襲しつつ、可能な範囲で簡略化を図ることで良いか？ （昨年までの対象と方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機能強化事業のうち、「機能強化等への対応」に関する評価の実施</li> <li>全ての事業に対する総合評価の決定</li> <li>概算要求予定事業リスト、実施計画協議予定事業リスト（採択事業リスト）の作成</li> </ul>
「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」に新たに盛り込まれた観点の評価への反映	<p>例えば、以下のような観点を評価する必要があるのではないか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「イノベーション・commons」の実現を目指す取組となっているか</li> <li>「カーボンニュートラル」に向けた取組となっているか</li> </ul>
その他	<p>調書を作成する大学の負担軽減及び検討会における評価の負担軽減のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「機能強化等への対応」について、大学等に対し、評価の観点を明示してはどうか</li> </ul>